

学校法人片柳学園求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止方針

本学園は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関し、以下のとおり方針を明確化し、教職員及び求職者等に対し、周知・啓発します。

(定義)

(1) 求職者等

求職者、本学園が実施する採用選考、採用説明会、インターンシップ、教育実習、看護実習その他職業の選択に資する活動に参加する者を指します。

(2) 求職活動等

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指します。

(3) 教職員

本学園が雇用する職員及び派遣労働者をいいます。

(4) 求職活動等におけるセクシュアルハラスメント

ハラスメントを受けることにより、学業に専念することができなくなる程度に修学上の環境が不快なものになること又は職務に十分に従事できなくなる程度に就労上の環境が不快なものになること若しくは求職活動等の意欲を低下させることを指します。

(5) 求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容としては、以下のような例が考えられますが、これらの例に限られるものではありません。

- ・教職員が求職者に対し、性的な事実関係を尋ね、求職者が苦痛に感じ、求職活動が妨げられる。
- ・教職員が必要なく求職者等の身体に触り、求職者等が精神疾患となる。
- ・教職員が教育実習に参加した者に対し、性的関係を結ばなければ今後教育実習を受け入れなくなるかもしれないと述べ、参加者が実習に参加できなくなる。

(基本方針)

本学園では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを禁止し、同ハラスメントを行った者については、厳正に対処します。また、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを「学校法人片柳学園ハラスメントの防止等に関する規程」に定め、教職員に周知・啓発します。

(求職活動等に関するルール)

本学園では、求職活動等に関するルールについて、以下のとおり定め、周知・啓発します。

- ・面談は本学園の勤務時間内に、本学園が指定又は承認した場所若しくはオンラインで行うものとし、これ以外の場所・時間における求職活動等を禁止します。

- ・教職員個人と求職者等が個人の SNS、メール等で連絡することを禁止し、本学園からの連絡は、本学園が指定する連絡手段に限るものとします。
- ・面談は、原則として複数名の教職員で対応するものとし、実習等で一対一となる際にも、閉鎖された部屋で行うことを禁止します。
- ・本学園では、求職活動等に関し、教職員と求職者等が飲酒を伴う飲食を行うことを禁止します。

（相談窓口）

本学園の相談窓口は、「学校法人片柳学園ハラスメントの防止等に関する規程」に定める相談員等とします。

なお、本学園では、相談窓口担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応し、相談者・行為者等のプライバシーを保護するため、適宜必要な研修を行います。

（事後対応）

本学園では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合、事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認するよう努め、改めて本方針を周知・啓発します。

また、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合、速やかに被害者に対する配慮のための措置、行為者に対する適正な措置を行います。

（不利益取扱いを行わないこと）

本学園では、求職者等が相談を行ったことを理由として不利益に扱うことはせず、教職員が事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行いません。

（附則）

この方針は、2026 年（令和 8 年）10 月 1 日から施行します。